

令和7年度 第1回高山市公共交通活性化協議会
議事録(要旨)

【概要】

日 時 : 令和7年6月19日(木) 10:00～11:30
会 場 : 高山市役所 本庁4階 特別会議室
出席者 : 別紙【出席者名簿】参照

【協議会説明】 大下事務局長(高山市都市計画課長)

・委員総数24名、うち、23名の方が出席、協議会規約により、本日の協議会は成立

【あいさつ】 上田会長(高山市副市長)

・昨年度は、高山市地域公共交通計画の策定を行い、新計画に基づいた運行の見直しや、様々な施策を進めてきた。
・今年度からは、国府・丹生川地域でのらマイカーのバスの運行車両をタクシー車両に切り替えるなどの変更の見直しも実施した。
・引き続き、国からの事業評価を踏まえて地域の実情に即した、利便性の高い持続可能な地域公共交通の実現に向けた取り組みを進めたい。
・本日は2つの報告事項と7つの議事を予定。忌憚のないご意見をいただきたい。

【協議会説明】 大下事務局長(高山市都市計画課長)

・委員の任期は、本年3月31日をもって前任期が満了。先日、委員のご就任に際し確認、承諾をいただいた。任期は令和9年3月31日までとなっている。
・今後高山市の地域公共交通の活性化に向けて、お力添えをいただきたい。
・本来であればご紹介の上直接委嘱状を交付するところではあるが、お手元の名簿、委嘱状にて紹介及び交付に代えさせていただく。
・会議に移る前に、「活発で良い議論ができる会議のために」という冊子につき、中部運輸局の下平様よりご説明いただく。

【資料説明】下平委員(岐阜運輸支局主席企画運輸専門官)

・「地域公共交通について 活発で良い議論ができる会議のために」というリーフレットについて説明。
・「全国の地域公共交通が、いま、大ピンチです」という記載のとおり、各地域では乗合バスの路線網維持が危ぶまれる事態となっている。
・地域公共交通活性化協議会は、公共交通の特区的な機能を有している。
・委員の皆様、特に、身近な公共交通の利用者である住民代表の皆様のご意見を聞きながら、より良い公共交通、持続的な公共交通にしていくにはどうしたら良いか議論いただきたい。

(1)報告事項

報第1号 令和6年度利用実績等

報第2号 地域公共交通確保維持改善事業の二次評価結果について

○昨年度の状況について、報第1号および報第2号資料に沿って事務局(都市計画課)より説明、補足説明として、濃飛乗合自動車株式会社(経営企画部有路部長)、岐阜県タクシー協会飛騨支部(佐古支部長)、高根まちづくりの会(中井事務局長)より説明

<意見・質疑>

丸山委員
(社会福祉協議会)

1ページの、地域別増減表の上から2つ目の匠バスの欄で、令和11年度の目標比目標値が2万となっているが、20万の間違いではないか。

事務局	こちらの数字の利用者数はさるぼぼバスの数字を入れていますが、さるぼぼバスは4月から濃飛バスの運行に戻ったので、匠バス東西南北線の目標値ということで、2万としています。
-----	---

(2)議事

議第1号 令和6年度事業報告

議第2号 令和6年度歳入歳出決算(案)

監査報告

○議案(議第1号および議第2号資料)に沿って事務局(都市計画課)より説明

○利用促進事業の実施状況について濃飛乗合自動車株式会社(経営企画部有路部長)、岐阜県タクシー協会飛騨支部(佐古支部長)より説明

加藤副会長 (名古屋大学大学院教授)	フリー乗降は、「知らなかった」とおっしゃたように聞こえたが、運行を開始する際の事業者変更の申請の中に、フリー乗降が含まれているのでは。
佐古委員 (タクシー協会飛騨支部)	我々がフリー乗降について知ったのは開始した4月より3、4ヶ月前です。その際にフリー乗降が何かということを確認しました。
加藤副会長	事業者が申請されてやってるってということで良いですか。
佐古委員	我々はフリー乗降の申請を行っておりません。濃飛バス様の運行をそのまま、譲渡という表現が正しいか分かりませんが、高山市から我々が直接委託を受けてやっています。
加藤副会長	申請については調べてください。 フリー乗降は、昭和50年代から全国に広まっていきましたが、最近はどうどん縮小される傾向にあります。フリー乗降でも、大体、乗り降りするのが「ここ」と決まっているので、そこに停留所を新設して、集約していくというのが一般的。停まるところが決まっているのなら、そこに停留所を新設し、フリー乗降を解除するのが、一番良いのではないかと思いますので、沿線の皆さんとも話し合って決められたら良いかなと思います。 以前に比べると、停留所新設は、元々乗降していて、駐停車禁止だとか見通し悪いところ以外であれば、認められるようになっています。警察さんともよく話し合っていたきたいが、基本的には、今まで乗降してたところであつたら停留所を置いていくということにした方が、安全確保とか、運行時間の面からも、私としては、停留所を置くことを勧めます。 あと、これは乗合事業でやっていますよね。 乗合事業であつたら、停留所前後10メートル内は停車禁止ですが、道交法的には、タクシーの車両であっても、乗り合いの車であつたら別に駐停車禁止にならないという概念。 これ、実は結構問題で、あんまりここで言わない方が良かったかもしれませんが、例えば高根号は、自家用有償運送の白ナンバーのため、停留所に停まったら駐停車禁止違反なんですよ。 国の会議で私が問題提起をして、公安委員会にお願いし、事実上良いとしている。乗合事業と同じなので。

	他県では、停留所のところだけ、「自家用有償運送車両は駐停車禁止を除く」とかそういう標識立ててやっているところもあるぐらいです。通達も出ていますので、それを踏まえて考えてもらえればと思います。
事務局	先ほど申請の話ですが、運行事業者の変更はしています。フリー乗降も申請に全部入っています。
加藤副会長	分かりました。

⇒議第1号・2号について、原案のとおり、決定

議第3号 令和7年度事業計画(案)

議第4号 令和7年度歳入歳出予算(案)

○議案(議第3号および議第4号資料)に沿って事務局(都市計画課)より説明

○利用促進事業の実施計画について、濃飛乗合自動車株式会社(経営企画部有路部長)、岐阜県タクシー協会飛騨支部(佐古支部長)より説明

<意見・質疑>

加藤副会長	議第1号の事業報告で、計画の中でどう位置付けられていてどこまで進んだかをチェックをして、それを踏まえて、今の議題3号があると思いますが、議題3は、第1号の方は横書きで、こちらは縦長で、横に並んであった方が良くないと思いました。 左に、「ここまでできていた」で、右で、「7年度にさらにこれをする」とか、「6年度までにはできてないので、7年度これ」と説明していただいた方が良くないと思う。 その観点から、先ほどのマイカーの見直しについて、口頭で言われたところはちゃんと付け加えて書いて欲しいです。南部地域については、一体化することの検討、とかが出たと思いますが、ここには何も書いていないので、下線部で入れて欲しい。 ましてや、P.23は重点施策なので、特に高山市として重点的にやっていると、6年度はここまでやって7年度はさらに、或いは6年度こっちはできたんで7年度はあちら、と、しっかり行っていただきたいと思う。 ある意味もう終わったものだったら消した方が良くないとか、終了みたいなことだとか、状況が変わって重点でなくなるとか、そういうこともないのかと、そういうことは意識してもらえると良い。
	P.11の、議第1号。ヤングパスポートは小中高生が無料で利用できる券なので、たくさん利用があるのは良いこと。 おでかけパスポートは、もうちょっと利用があっても良いのではないかと。どうしてこの人数なのか、増やす手だてではないのか。増やしていきたいのなら、政策として上げなければならないのではないかと。 駐車券無料も、この数で良いのかどうか。特に土日が期待されると思うが、土日祝の利用がどうなっているのかということを考えたときに、これをもっと普及していくにはどうしたら良いのか。やや郊外のところに駐車場をつくって、バス乗ってもらうという、これは結構珍しい制度だと思う。しかも匠バスというちょっと変わったバスに乗れる、そういうインセンティブがあるということをもっと観光の方に対してどういうふうに応用していくかということをしっかり考えると、1桁ぐらい利用者数は変わることだって考えられると思う。例えば市内に入ってくるときに看板を立てるとかもあっても良いと思う。そういったことも考えながら利用者を増やすことが良いのではないかなと思います。

	今説明を意図的か分かりませんが、されなかったので、議第3号の方の施策として、ちょっと考えてみたらどうかと思いますがいかがですか。
事務局	先ほどの、資料の体裁に関しましては、進捗状況が分かるような方法で整えさせていただきたいと思います。 また先ほどのおでかけパスポート、或いは匠バスの数値につきましては、今回は実績の数値だけのご報告ということでした。 実際どういったような状況であるとかといった細かな分析も含め、高齢者に関する割引制度であったり、或いは観光客等に関する外部駐車場への対応であったり、そういった取り組みについては、今後も、見直しも含めながら、より良いものにしていかなければいけないと思っております。
木村委員 (岐阜県バス協会)	P.24の事業計画、地域公共交通運行事業の中の一つ下のところに、快適な利用環境の整備ということで、キャッシュレス化の推進と記載されております。キャッシュレス化によって運転手さんへの負担の軽減にも繋がりますし、また、全国でも実験的なこと等をやられてる中で、どの程度まで7年度で計画があるのか、お聞きしたいと思います。
事務局	キャッシュレス化は、現時点でどの路線に入れるかはまだ検討段階です。課題として、幹線バスは通信状況のこともあり、タッチ決済を入れたくても入れられないというようなことも聞いています。あと、高山市だと、外国人の方は、バスセンターで乗車前にキャッシュレス決済してしまう方が多くて、路線バス車内ではキャッシュレス決済があまりされないという状況です。そこにどういった方法での導入が考えられるのか、タッチ決済なのか、スマホ決済なのか、そういう方法と、通信状況も含めて、色々な方法を検討させていただきたいと思っています。
木村委員	今年度において計画、検討していくという、位置付けですね。 バス協会としても、施設整備にかかる補助や助成もございますので、そういう部分も活用できるかなと思いました。
保谷委員 (みなみまちづくり協議会)	前々回にもご提案申し上げたが、キャッシュレス化に絡めて、ログが取れるようにして、いつどこでどういう人が乗られたのかが分かるようにしておく、どの路線で何人乗っていて、というデータもすぐ取れて、対策が打ちやすい。キャッシュレス化を推進していこうということであれば、色んな手だてがあると思いますので、ログを取ることを念頭に置いていただくと良い。
事務局	私たちも、どこからどういう方が乗られたという属性に関しては、今後の見直しには必要だと思っていますので、どうやって取るかも含めて検討していきたいと思っております。 また今年から、丹生川地域と国府地域をタクシー協会さんで運行していただく中で、独自で乗降の記録を取っていただいております、そういう情報は役に立ちますので、方法も含めて今後も検討していきます。

⇒議第3号・4号の修正の判断については、事務局一任

議第5号 地域内フィーダー系統補助申請

○議案(議第5号資料)に沿って事務局(都市計画課)より説明

<意見・質疑>

	意見・質疑無し
--	---------

⇒議第5号について、原案のとおり、決定(補助金処理の過程で出た修正については事務局一任)

議第6号 のらマイカー等の見直しについて

○議案(議第6号資料)に沿って事務局(都市計画課)より説明

<意見・質疑>

	意見・質疑無し
--	---------

⇒議第6号について、原案のとおり、決定

議第7号 飛騨特別支援学校スクールバスのバス停設置について

○議案(議第7号資料)に沿って事務局(都市計画課)より説明

○現状について飛騨特別支援学校日赤分校朝山教諭、濃飛乗合自動車株式会社(経営企画部有路部長)より説明

<意見・質疑>

下平委員 (岐阜運輸支局主席企画運輸専門官)	今回の内容は、以前から使われていたものを、公安委員会に正式に届け出るという趣旨ということでよろしかったでしょうか。 確認させていただきたいのが、1つ目が、スクールバスから濃飛バスに乗り換えて移動するようなことがあるのかどうか。 2つ目が、同じ時間帯に濃飛バスとスクールバスが連ねて止まるようなことはありますか。 バスの前後に、生徒さんが渡って対向車に跳ねられるような、事故が起きてはいけけないので、その安全確認のために、確認させていただく次第です。
有路経営企画部長 (濃飛乗合自動車株式会社)	実は特別支援学校さんはスクールバスを運行されるにあたって、例えば新たなコースを作るとか、時刻を変えるとか、という時は、弊社の方に確認にいらっしゃっています。 今回、改めてもう1回、私が全部時刻表を確認しましたが、時刻がかぶるところは全くありません。というのも、弊社のバスを利用される高校生は、朝は30分ぐらい早く、下校は30分ほど遅いので、支障があるところは全くないということをご報告させていただきます。
事務局	これまでは利害関係者の方と事前協議を行って、申請をしていましたが、先ほど先生もおっしゃった通り、この会議において、改めて協議をすることによって、全ての利害関係者により調整が整った、という形をとらせていただく、というように変わってきたということです。 これまではこの会議ではなくて個別に、バス事業者さんと調整をして使わせていただいた状況ですが、これからは、この協議会を通すことにより、全ての関係者と協議が整ったとして、申請をする形になったということになります。 実態としてはこれまでも使っていたということです。

⇒議第7号について、原案のとおり、決定

【その他】 大下事務局長(高山市都市計画課長)

・今年度も、のりものフェスタ開催を計画。計画は改めて、皆様方にご報告。

以 上